

競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年6月25日

（工事執行権者）

福島県中流域下水道建設事務所長

工事(委託業務)番号	26-41520-0008
工事(委託業務)名	流域下水道整備(交付)工事(電気設備)
質 問 事 項	
<p>(1) 特記仕様書の17ページ目、第6章「施工」の項目で、防塵塗装に塗り潰し■があります。対象箇所が見受けられなかったのですが、今回は不要でよろしいでしょうか。</p> <p>(2) 設計図と数量計算書において、既設の終沈汚泥掻寄機現場操作盤および終沈スクラムスキマ現場盤は撤去となっております。今回工事では No.1 が新規、No.2,3 は既設のままとなりますので、現場盤は新旧混在する形になるかと思えます。そのため、既設現場盤は残置する必要があると考えますがいかがでしょうか。</p> <p>(3) 補助継電器盤の面数について、特記仕様書に記載がありませんが設計図の4/15を確認しますと2面が新規対象と考えます。今回、補助継電器に実装するのは終沈汚泥掻寄機(1)、終沈スクラムスキマ(1)と終沈スクラム移送ポンプ(2)という認識で問題ないでしょうか。</p> <p>(4) 数量計算書にて、現場盤コンクリート基礎(3面分)の数量がありませんが、3面ともに空きスペースに新盤を設置し、新旧並置で更新する必要があるため、現場盤コンクリート基礎は新設する必要があると考えています。該当部分について、設計内容の変更協議に応じていただくことは可能でしょうか。</p> <p>(5) 数量計算書にて、コントローラから補助継電器盤間のケーブルが拾われていないように見受けられます。今回、補助継電器盤は更新となるため、ケーブルは新設となります。(既設ケーブルの流用は不可。) 該当部分について、設計内容の変更協議に応じていただくことは可能でしょうか。</p> <p>(6) 特記仕様書の19ページ目、第6章「施工」の10項その他にて、「既設コントロールセンタ、補助継電器盤一部機能停止についても本工事に含むものとする。」と記載がありますが、今回新盤に実装した分の既設回路は残置しても問題ないと考えます。機能停止にあたり、用品の取り外しが必要となる場合には、設計内容の変更協議に応じていただくことは可能でしょうか。</p>	

回 答 事 項

(1) 特記仕様書の17ページ目、第6章「施工」の防塵塗装は、施工箇所がありません。閲覧図書【特記仕様書：P17】を訂正しましたのでご確認ください。

(2) 最終沈殿池汚泥掻寄機現場盤及び最終沈殿池スカムスキマ現場操作盤は、配線換え、撤去で計画しておりました。処理場としての機能維持のため新旧現場盤の併用運転が必要な場合は、福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議のうえ、変更の対象とします。

(3) お見込みのとおりです。閲覧図書【特記仕様書：P10】を訂正しましたのでご確認ください。

(4) 現場盤は、【図面：(5/15)】のとおり自立スタンド形で計画しておりました。コンクリート基礎が必要な場合は、福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議のうえ、変更の対象とします。

(5) コントローラから補助継電器盤までは、【図面：(3/15)】のとおり既設のケーブルの流用で計画しておりました。流用が困難な場合は、福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議のうえ、変更の対象とします。

(6) 機能停止にあたり、用品の取り外しが必要となる場合は、福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議のうえ、変更の対象とします。